平成２８年（フ）第４１７号
愛知県日進市赤池町箕ノ手102番地
債務者　有限会社中部建機サービス
代表者代表取締役　髙橋　久美
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野田　裕之
4　破産債権の届出期間　平成28年５月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月20日午後２時
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２４４号
神戸市中央区山本通２丁目４番24号、登記簿上の本店所在地神戸市北区筑紫が丘６丁目６番地の10
債務者　ライフ株式会社
代表者代表清算人　廣瀬　　弘
1　決定年月日時　平成28年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙島　章光
4　破産債権の届出期間　平成28年５月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月20日午前10時
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１６８号
広島県江田島市江田島町切串１丁目37番３号
債務者　奥野建設株式会社
代表者代表取締役　奥野　確也
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　明彦
4　破産債権の届出期間　平成28年５月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月28日午前11時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１２３号
兵庫県高砂市曽根町846番地の７
債務者　有限会社新匠工務店
代表者代表取締役　神澤　栄二
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大岩　和紀
4　破産債権の届出期間　平成28年５月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月21日午前10時10分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第４号
静岡県下田市三丁目４番12号
債務者　有限会社新小林
代表者代表取締役　小林　和子
1　決定年月日時　平成28年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　東端　克博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月20日午後４時30分
静岡地方裁判所下田支部

平成２８年（フ）第１５９号
宮城県岩沼市桜３丁目８番８号ＢＡＳＥ06、商業登記簿上の本店所在地福岡市中央区大濠公園２番35―601号
債務者　株式会社ＳＨＯ
代表者代表取締役　仲西　友昭
1　決定年月日時　平成28年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宇都　彰浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月27日午前11時10分
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第１４号
山口県岩国市小瀬663番４
債務者　協同建設工業有限会社
代表者代表取締役　佐伯　雅規
1　決定年月日時　平成28年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀　　勉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月12日午前10時45分
山口地方裁判所岩国支部

平成２８年（フ）第５１号
北海道函館市西桔梗町743番地２
債務者　株式会社東京テクノ函館工場
代表者代表取締役　佐藤　智美
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横川　裕宣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月13日午前11時50分
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第１６１号
東京都千代田区神田須田町２丁目４番地
債務者　株式会社野澤組紐舗
代表者代表取締役　蒲原　　豊
1　決定年月日時　平成28年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　江原　　智
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月15日午前10時30分
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第２８１号
京都市伏見区中島宮ノ前町３番１
債務者　有限会社土田運送
代表者取締役　土田　一巳
1　決定年月日時　平成28年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今堀　　茂
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月20日午後２時
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２８年（フ）第６１号
奈良県宇陀市大字陀迫間473番地
債務者　水谷　絹代
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　朝守　令彦
4　破産債権の届出期間　平成28年６月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月27日午前10時45分
6　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第２４５号
神戸市北区筑紫が丘６丁目６番地の10
債務者　**廣**瀬　　弘
1　決定年月日時　平成28年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙島　章光
4　破産債権の届出期間　平成28年５月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月20日午前10時
6　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９号
福井県小浜市松ヶ崎２丁目７番19号　ロイヤルガーデンＭ　Ｄ棟103号
債務者　嶋田　芳秀
1　決定年月日時　平成28年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙辻　俊一
4　破産債権の届出期間　平成28年５月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月５日午前10時
6　免責意見申述期間　平成28年６月24日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２８年（フ）第１０号
福井県小浜市松ヶ崎２丁目７番19号　ロイヤルガーデンＭ　Ｄ棟103号
債務者　嶋田満里子
1　決定年月日時　平成28年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙辻　俊一
4　破産債権の届出期間　平成28年５月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月５日午前10時
6　免責意見申述期間　平成28年６月24日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２８年（フ）第２８１号
千葉市中央区汐見丘町24番14号　コーポクリオ103号
債務者　小林　雪江
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上田　優子
4　破産債権の届出期間　平成28年５月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月５日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成28年６月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係